平成２５年（フ）第１０３号
香川県仲多度郡琴平町五條798番地　メゾン・ド・ラフィーネ107号
債務者　宮地　日吉
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　明治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午後２時35分
5　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１６０２号
熊本市南区近見３丁目11番33号
債務者　横山智和子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　信介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２７３号
埼玉県熊谷市万吉1270番地12
債務者　井桁　宣仁
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３２９号
函館市中島町29番26―302号
債務者　今野みどり（旧姓畠）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５８号
島根県出雲市湖陵町大池1907番地35
債務者　小原　好江
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１１９２号
さいたま市浦和区上木崎６丁目９番23号　ヨコタアパートメント201
債務者　押木　健郎
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３８８号
愛知県刈谷市井ケ谷町中前田１番地　ドミール井ケ谷301号
債務者　米沢　和也
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
三重県志摩市阿児町安乗1381番地２、前住所三重県志摩市阿児町鵜方2745番地24
債務者　平尾　真一
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
三重県志摩市阿児町安乗1381番地２、前住所三重県志摩市阿児町鵜方2745番地24
債務者　平尾千帆香
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第３５１１号
大阪市都島区内代町３丁目１番19―605号、前住所埼玉県和光市中央２丁目９番８―405号
債務者　瀬尾　忠司
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３４６号
大阪府摂津市千里丘東５丁目14番１―303号
債務者　堀野　公志
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４６１号
大阪市生野区鶴橋２―13―12　レオパレスロビン106号、住民票上の住所滋賀県彦根市戸賀町49番地３　102号
債務者　中川　大地
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４７４号
大阪市生野区巽南２丁目11番34号
債務者　一ノ瀬義徳
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４７８号
大阪市東成区大今里１丁目２番５号　楠木住宅303号
債務者　清水　達也
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５０３号
大阪市住吉区山之内元町17番10号
債務者　上園未希子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６７１号
大阪府寝屋川市太秦緑が丘10番11―100号、前住所大阪府寝屋川市高倉１丁目３番18号
債務者　盛重　義文
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０２８号
大阪市西区本田２丁目８番14―302号
債務者　重松　正典
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部